

瀬戸市告示第121号



瀬戸市議会9月定例会を次のとおり招集する。

令和3年8月19日

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 日 時 令和3年8月27日 午前10時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

| | | |
|-------------|--|-----|
| 第 5 7 号 議 案 | 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律の一部改正に伴 う関係条例の整理に関する条例の制定につ いて…………… | 1 |
| 第 5 8 号 議 案 | 南・東庁舎空調設備更新工事請負契約の締結 について…………… | 4 |
| 第 5 9 号 議 案 | 押印を求める手続の見直しのための関係条例 の整備に関する条例の制定について…………… | 5 |
| 第 6 0 号 議 案 | 瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について…………… | 9 |
| 第 6 1 号 議 案 | 高規格救急自動車（救急 5 号車）及び高度救 命処置用資器材の買入れについて…………… | 1 1 |
| 第 6 2 号 議 案 | 瀬戸市子ども医療費助成条例の一部改正につ いて…………… | 1 2 |
| 第 6 3 号 議 案 | 瀬戸市心身障害者医療費助成条例の一部改正 について…………… | 1 7 |
| 第 6 4 号 議 案 | 瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の一 部改正について…………… | 1 9 |
| 第 6 5 号 議 案 | 瀬戸市精神障害者医療費助成条例の一部改正 について…………… | 2 2 |
| 第 6 6 号 議 案 | 瀬戸市文化ホール舞台照明設備改修工事請負 契約の締結について…………… | 2 4 |
| 第 6 7 号 議 案 | 土地区画整理事業に伴う町の区域の設定につ いて…………… | 2 5 |
| 第 6 8 号 議 案 | 市道路線の変更について…………… | 3 4 |

| | |
|-----------|---|
| 第 6 9 号議案 | 令和 3 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 7 号） …… 別冊 |
| 第 7 0 号議案 | 令和 3 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第 1 号） …… 別冊 |
| 第 7 1 号議案 | 令和 3 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正 予算（第 1 号） …… 別冊 |
| 認定第 1 号 | 令和 2 年度瀬戸市一般会計歳入歳出決算の認 定について …… 別冊 |
| 認定第 2 号 | 令和 2 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算の認定について …… 別冊 |
| 認定第 3 号 | 令和 2 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計歳入 歳出決算の認定について …… 別冊 |
| 認定第 4 号 | 令和 2 年度瀬戸市介護保険事業特別会計歳入 歳出決算の認定について …… 別冊 |
| 認定第 5 号 | 令和 2 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計歳 入歳出決算の認定について …… 別冊 |
| 認定第 6 号 | 令和 2 年度瀬戸市水道事業会計利益の処分及 び決算の認定について …… 別冊 |
| 認定第 7 号 | 令和 2 年度瀬戸市下水道事業会計決算の認定 について …… 別冊 |
| 同意第 4 号 | 瀬戸市教育委員会委員の任命について …… 別途 |
| 同意第 5 号 | 瀬戸市公平委員会委員の選任について …… 別途 |
| 報告第 1 0 号 | 令和 2 年度瀬戸市健全化判断比率の報告につ いて …… 別紙 |
| 報告第 1 1 号 | 令和 2 年度瀬戸市公営企業会計資金不足比率 の報告について …… 別紙 |

| | | |
|--------|--|----|
| 報告第12号 | 令和2年度瀬戸市一般会計予算継続費の精算 について…………… | 別紙 |
| 報告第13号 | 令和2年度瀬戸市水道事業会計継続費の精算 について…………… | 別紙 |
| 報告第14号 | 専決処分の報告について…………… | 別紙 |
| 報告第15号 | 専決処分の報告について…………… | 別紙 |
| 報告第16号 | 放棄した債権の報告について…………… | 別紙 |
| 提出 | 令和2年度瀬戸市土地開発公社の経営状況を 説明する書類の提出について…………… | 別冊 |
| 提出 | 令和2年度一般財団法人瀬戸市開発公社の経 営状況を説明する書類の提出について…………… | 別冊 |
| 提出 | 令和2年度瀬戸まちづくり株式会社の経営状 況を説明する書類の提出について…………… | 別冊 |
| 提出 | 令和2年度公益財団法人瀬戸市文化振興財団 の経営状況を説明する書類の提出について…………… | 別冊 |

3 年市長提出第 5 7 号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 8 月 2 7 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(瀬戸市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市個人情報保護条例（平成 5 年瀬戸市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (保有個人情報の提供先等への通知) 第 3 4 条 実施機関は、第 3 1 条第 1 項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。 (1) <省略> (2) 情報提供等記録 <u>内閣総理大臣及び番号法第 1 9 条第 8 号</u> に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 9 号に規定する条例 | (保有個人情報の提供先等への通知) 第 3 4 条 実施機関は、第 3 1 条第 1 項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。 (1) <省略> (2) 情報提供等記録 <u>総務大臣及び番号法第 1 9 条第 7 号</u> に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務 |

| | |
|---|---|
| <p>事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）</p> | <p>関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）</p> |
|---|---|

（瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第2条 瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年瀬戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（趣旨） 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条<u>第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 （特定個人情報の提供） 第5条 法第19条<u>第11号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> | <p>（趣旨） 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条<u>第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 （特定個人情報の提供） 第5条 法第19条<u>第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、瀬戸市個人情報保護条例及び瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中所要の事項を整理するため必要があるからである。

3年市長提出第58号議案

南・東庁舎空調設備更新工事請負契約の締結について

本市が、南・東庁舎空調設備更新工事を施工するに当たり、次の内容により工事請負契約を締結するものとする。

令和3年8月27日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約金額 | 292,380,000円 |
| 2 | 工事場所 | 瀬戸市追分町64番地の1 |
| 3 | 契約方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 4 | 工事内容 | 市役所南庁舎及び東庁舎の空調機器を更新する工事一式 |
| 5 | 工期 | 本契約日の翌日から令和5年2月28日まで |
| 6 | 契約の相手方 | 瀬戸市弁天町83番地 瀬戸ガス水道株式会社 代表取締役 加藤高司 |

(理由)

この案を提出するのは、南・東庁舎空調設備更新工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

3年市長提出第59号議案

押印を求める手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例の
制定について

押印を求める手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例を次の
ように定めるものとする。

令和3年8月27日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

押印を求める手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例
(職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年瀬戸市条例第12
号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第1号様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、主権が国民に存することを認める日本 国憲法を尊重し、かつ、擁護することを誓いま す。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務 を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自 覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務 を執行することを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> | <p>第1号様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、主権が国民に存することを認める日本 国憲法を尊重し、かつ、擁護することを誓いま す。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務 を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自 覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務 を執行することを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名^印</p> |
| <p>第2号様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> | <p>第2号様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> |

| | |
|---|---|
| <p>私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例及び規則を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> | <p>私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例及び規則を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> |
|---|---|

(瀬戸市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 瀬戸市固定資産評価審査委員会条例（昭和60年瀬戸市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(審査の申出)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p><u>4</u> <省略></p> <p><u>5</u> <省略></p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第8条の2 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名</u>しなければならない。</p> | <p>(審査の申出)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p><u>4</u> <u>審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> <省略></p> <p><u>6</u> <省略></p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第8条の2 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(1)から(3)まで <省略> (口頭審理)</p> <p>第9条 <省略></p> <p>2から4まで <省略></p> <p>5 口述書には、次に掲げる事項を記載しな<u>ければならない</u>。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>6及び7 <省略></p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 審理を行った委員及び調書を作成した書記が<u>署名</u> しなければならぬ。</p> <p>(1)から(5)まで <省略></p> <p>9 <省略> (実地調査の調書)</p> <p>第10条 <省略></p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 調査を行った委員及び調書を作成した書記が<u>署名</u> しなければならぬ。</p> <p>(1)から(4)まで <省略> (議事の調書)</p> <p>第11条 <省略></p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 議事に関与した委員及び調書を作成した書記が <u>署名</u>しなければならぬ。</p> <p>(1)から(4)まで <省略> (審査の申出の取下げ)</p> <p>第13条 <省略></p> <p>2 <省略></p> | <p>(1)から(3)まで <省略> (口頭審理)</p> <p>第9条 <省略></p> <p>2から4まで <省略></p> <p>5 口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出</u> <u>者が署名押印</u>しなければならぬ。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>6及び7 <省略></p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 審理を行った委員及び調書を作成した書記が<u>署名</u> <u>押印</u>しなければならぬ。</p> <p>(1)から(5)まで <省略></p> <p>9 <省略> (実地調査の調書)</p> <p>第10条 <省略></p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 調査を行った委員及び調書を作成した書記が<u>署名</u> <u>押印</u>しなければならぬ。</p> <p>(1)から(4)まで <省略> (議事の調書)</p> <p>第11条 <省略></p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 議事に関与した委員及び調書を作成した書記が <u>署名押印</u>しなければならぬ。</p> <p>(1)から(4)まで <省略> (審査の申出の取下げ)</p> <p>第13条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 <u>第6条第4項の規定は、審査申出取下書につ</u> <u>いて準用する。</u></p> |
|--|---|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、行政手続における押印原則の見直しに伴い、職員のサービスの宣誓に関する条例及び瀬戸市固定資産評価審査委員会条例中所要の規定を整備するため必要があるからである。

3年市長提出第60号議案

瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年8月27日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-----------|--------------|------|-----------|---|-----------|
| 別表（第2条関係） | | | 別表（第2条関係） | | |
| 種類 | | 金額 | 種類 | | 金額 |
| <省略> | | | <省略> | | |
| 交付 | 住民票の写しの交付手数料 | <省略> | 交付 | 住民票の写しの交付手数料 | <省略> |
| | <省略> | <省略> | | <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料</u> | 1件につき800円 |
| <省略> | | | <省略> | | |

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、瀬戸市手数料徴収条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

3年市長提出第61号議案

高規格救急自動車（救急5号車）及び高度救命処置用資器材の買入れについて

本市は、次の内容により高規格救急自動車（救急5号車）及び高度救命処置用資器材を買い入れるものとする。

令和3年8月27日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 買入物件 高規格救急自動車（救急5号車）及び高度救命処置用資器材
- 2 形状及び 高規格救急自動車（四輪駆動）
資器材 高度救命処置用資器材及び感染症対応資器材
- 3 契約方法 指名競争入札
- 4 買入価額 35,860,000円
- 5 買入先 名古屋市熱田区桜田町20番34号
愛知日産自動車株式会社
代表取締役 高橋博文

（理由）

この案を提出するのは、高規格救急自動車（救急5号車）及び高度救命処置用資器材の買入れに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

3年市長提出第62号議案

瀬戸市子ども医療費助成条例の一部改正について

瀬戸市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年8月27日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

第1条 瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第12号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (定義) | (定義) |
| 第2条 <省略> | 第2条 <省略> |
| 2及び3 <省略> | 2及び3 <省略> |
| 4 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に子ども <u>（第6項に規定する特定対象者を除く。）</u> を監護するものをいう。 | 4 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に子どもを監護するものをいう。 |
| 5 <u>この条例において「高校生等」とは、子どものうち15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（次項に規定する特定対象者を除く。）をいう。</u> | |
| 6 <u>この条例において「特定対象者」とは、子どものうち婚姻により成年に達したものとみなされる者をいう。</u> | |
| <u>（助成の要件）</u> | <u>（受給資格者）</u> |
| 第3条 <u>市は、保護者に対し、その監護する子どもに係る医療に要する費用（高校生等にあつて</u> | 第3条 <u>この条例により子どもの医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」と</u> |

| | |
|---|--|
| <p>は、入院に係るものに限る。)を助成する。</p> | <p>いう。)は、国民健康保険法による被保険者又は規則に定める法令(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者である子どもの保護者であるものとする。</p> |
| <p>2 市は、特定対象者に対し、その者に係る医療に要する費用(入院に係るものに限る。)を助成する。</p> | |
| <p>3 前2項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該子どもに係る医療に要する費用については、助成しない。</p> | <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としな</p> |
| <p>(1) 国民健康保険法又は規則に定める法令(以下「社会保険各法」という。)による医療に関する給付が受けられない者であるとき。</p> | |
| <p>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者であるとき。</p> | <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている子どもの保護者</p> |
| <p>(3) 6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者のうち、瀬戸市中心身障害者医療費助成条例(昭和48年瀬戸市条例第26号)又は瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例(昭和53年瀬戸市条例第32号)の規定による医療費の助成を受けることができるものであるとき。</p> | <p>(2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者のうち、瀬戸市中心身障害者医療費助成条例(昭和48年瀬戸市条例第26号)又は瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例(昭和53年瀬戸市条例第32号)により医療費の助成を受けることができる子どもの保護者</p> |
| <p>(4) 15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者のうち、瀬戸市精神障害者医療費助成条例(平成15年瀬戸市条例第16号)第3条第1項第1号又は第3号に該当し、同条例の規定による医療費の助成を受けることができるものであるとき。</p> | <p>(3) 15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者(以下「15歳以上の子ども」という。)のうち、瀬戸市精神障害者医療費助成条例(平成15年瀬戸市条例第16号)第3条第1項第1号又は第3号に該当し、同条例の規定により医療費の助成を受けることができる子ども又は子どもの保護者</p> |
| <p>(5) 法令、他の地方公共団体の条例等の規定によりこの条例と同様の医療に関する給付を受けることができる者であるとき。</p> | <p>(4) 法令、他の地方公共団体の条例等の規定によりこの条例と同様の医療に関する給付を受けることができる者</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(助成の範囲)</p> | <p>(助成の範囲)</p> |
| <p>第4条 市長は、<u>子どもの疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該子どもの疾病又は負傷に係る医療（高校生等又は特定対象者については、入院に限る。次項において同じ。）に要する費用の額から、当該医療に係る国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（社会保険各法による付加給付にあっては、当該給付を含む。）の額及び法令の規定による国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額を控除した額を子ども医療費として助成する。</u></p> | <p>第4条 市長は、<u>子どもの疾病又は負傷に係る医療（15歳以上の子どもについては、入院に限る。）で、当該医療に要する費用の額から、当該医療に係る国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（社会保険各法による付加給付にあっては、当該給付を含む。）の額及び法令の規定による国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額を控除した額を子ども医療費として助成する。</u></p> |
| <p>2 前項の医療に要する費用の額は、<u>診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を<u>超える</u>ことができない。</u></p> | <p>2 前項の医療に要する費用の額は、<u>健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を<u>こえる</u>ことができない。</u></p> |
| <p>(受給者証)</p> | <p>(受給者証)</p> |
| <p>第5条 <u>第3条に規定する医療に要する費用の助成の要件に該当する保護者は、子ども（高校生等を除く。）に係る医療に要する費用の助成を受けようとするときは、規則の定めるところにより、市長に対し、子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付の申請をしなければならない。</u></p> | <p>第5条</p> |
| <p>2 <u>市長は、前項の交付の申請を受けたときは、規則の定めるところにより、その者に対し、受給者証を交付する。</u></p> | <p><u>市長は、受給資格者（15歳以上の子ども又は15歳以上の子どもの保護者を除く。）に対し、規則の定めるところにより子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付する。</u></p> |
| <p>3 前項の規定により受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、子ども医療費の助成を受けようとするときは、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関</p> | <p>2 前項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、子ども医療費の助成を受けようとするときは、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「</p> |

| | |
|---|--|
| <p>等」という。)において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。</p> | <p>医療機関等」という。)において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。</p> |
| <p>(助成の方法)</p> | <p>(助成の方法)</p> |
| <p>第7条 第4条第1項に規定する子ども医療費(高校生等又は特定対象者に係る子ども医療費を除く。)の助成は、当該子ども医療費を医療機関等に支払うことによつて行ふ。</p> | <p>第7条 第4条第1項に規定する子ども医療費(15歳以上の子どもに係る医療費を除く。)の助成は、当該子ども医療費を医療機関等に支払うことによつて行ふ。</p> |
| <p>2 <u>高校生等又は特定対象者に係る子ども医療費(入院に係るものに限る。)</u>の助成は、<u>当該高校生等の保護者又は当該特定対象者の申請に基づき、当該申請した者に対し支払うことによつて行ふ。</u></p> | <p>2 <u>15歳以上の子どもに係る医療費</u>の助成は、<u>当該子ども医療費を受給資格者に支払うことによつて行ふ。</u></p> |
| <p>3 <省略> (損害賠償との調整)</p> | <p>3 <省略> (損害賠償との調整)</p> |
| <p>第9条 市長は、<u>子どもの疾病又は負傷について子ども医療費の助成を受ける者又は子ども医療費の助成を受けた者が、当該疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成すべき子ども医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した子ども医療費の全部若しくは一部を返還させることができる。</u></p> | <p>第9条 市長は、<u>受給資格者が、子どもの疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。</u></p> |
| <p>(不正利得の返還)</p> | <p>(不正利得の返還)</p> |
| <p>第10条 市長は、偽りその他不正の手段により、子ども医療費の助成を受けた者があつたときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部<u>又は一部を返還させることができる。</u></p> | <p>第10条 市長は、偽りその他不正の手段により、子ども医療費の助成を受けた者があつたときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部<u>または一部を返還させることができる。</u></p> |
| <p>(報告)</p> | |
| <p>第12条 市長は、<u>子ども医療費の助成に関し必要があると認めるときは、受給者証の交付を受け、若しくは受けようとする者又は子ども医療費の助成を受け、若しくは受けようとする者に</u></p> | |

| | |
|-----------------------|-----------|
| 対し、必要な事項の報告を求めることができる | |
| — | |
| (委任) | (委任) |
| 第13条 <省略> | 第12条 <省略> |

第2条 瀬戸市子ども医療費助成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (定義) | (定義) |
| 第2条 <省略> | 第2条 <省略> |
| 2から5まで <省略> | 2から5まで <省略> |
| 6 この条例において「特定対象者」とは、子どものうち <u>成年に達した者又は婚姻により成年に達したものとみなされる者</u> をいう。 | 6 この条例において「特定対象者」とは、子どものうち婚姻により成年に達したものとみなされる者をいう。 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、民法（明治29年法律第89号）の一部改正に伴い、並びに瀬戸市心身障害者医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第26号）、瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例（昭和53年瀬戸市条例第32号）及び瀬戸市精神障害者医療費助成条例（平成15年瀬戸市条例第16号）との整合性を図るため、瀬戸市子ども医療費助成条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

3年市長提出第63号議案

瀬戸市心身障害者医療費助成条例の一部改正について

瀬戸市心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年8月27日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

瀬戸市心身障害者医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(受給資格者)</p> <p>第3条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) <u>瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第12号）第4条第1項の規定による子ども医療費の助成の対象となる医療（6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもに係るものを除く。）</u>を受けることができる子ども</p> <p>(5) <省略></p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2 前項の医療に要する費用の額は、<u>診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号</u></p> | <p>(受給資格者)</p> <p>第3条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) <u>瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第12号）第3条に規定する受給資格者に監護されている子ども</u></p> <p>(5) <省略></p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2 前項の医療に要する費用の額は、<u>健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養</u></p> |

）の例により算定した額とする。ただし、現に
要した費用の額を超えることができない。

に要する費用の額の算定方法の例により算定し
た額とする。ただし、現に要した費用の額を超
えることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第12号）の一部改正に当たり、同条例、瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例（昭和53年瀬戸市条例第32号）及び瀬戸市精神障害者医療費助成条例（平成15年瀬戸市条例第16号）との整合性を図るため、瀬戸市心身障害者医療費助成条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

3 年市長提出第 6 4 号議案

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の一部改正について

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 8 月 2 7 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例（昭和 5 3 年瀬戸市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(受給資格者)</p> <p>第 2 条 <省略></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法第 1 1 6 条の 2 第 1 項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）に、入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）したことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる母子・父子家庭等については、本市の区域内に住所を有する者とみなす。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、病院等に入院等したことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる母子・父子家庭等については、本市の区域外に住所を有する者とみなす。ただし、入院等の前の住所地である市町村が、愛知県の区域外であって、居住地特例（病院等に入院等したことにより他の市町村の区域内に住所を有することとなった者について、入院等の前</p> | <p>(受給資格者)</p> <p>第 2 条 <省略></p> <p>2 前項第 1 号の規定にかかわらず、国民健康保険法第 1 1 6 条の 2 第 1 項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）に、入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）したことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる母子・父子家庭等については、本市の区域内に住所を有する者とみなす。</p> <p>3 第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、病院等に入院等したことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる母子・父子家庭等については、本市の区域外に住所を有する者とみなす。ただし、入院等の前の住所地である市町村が、愛知県の区域外であって、居住地特例（病院等に入院等したことにより他の市町村の区域内に住所を有することとなった者について、入院</p> |

| | |
|--|--|
| <p>の住所地である市町村が、その者が引き続き当該市町村に住所を有するものとみなして福祉医療費助成の受給対象者とする特例をいう。)を採用していない場合は、この限りでない。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としなない。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) 瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第12号）<u>第4条第1項の規定による子ども医療費の助成の対象となる医療（6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもに係るものを除く。）を受けることができる子ども又は瀬戸市心身障害者医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第26号）の規定による医療費の助成を受けることができる者</u></p> <p>(5)及び(6) <省略></p> <p>5 <省略></p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2 前項の医療に要する費用の額は、<u>診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）</u>の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</p> | <p>等の前の住所地である市町村が、その者が引き続き当該市町村に住所を有するものとみなして福祉医療費助成の受給対象者とする特例をいう。)を採用していない場合は、この限りでない。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としなない。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) 瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第12号）<u>第3条に規定する受給資格者に監護されている子ども又は瀬戸市心身障害者医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第26号）の規定により医療費の助成を受けることができる者</u></p> <p>(5)及び(6) <省略></p> <p>5 <省略></p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2 前項の医療に要する費用の額は、<u>健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法</u>の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</p> |
|--|--|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第12号）の一部改正に当たり、同条例、瀬戸市心身障害者医療費

助成条例（昭和48年瀬戸市条例第26号）及び瀬戸市精神障害者医療費助成条例（平成15年瀬戸市条例第16号）との整合性を図るため、瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

3年市長提出第65号議案

瀬戸市精神障害者医療費助成条例の一部改正について

瀬戸市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年8月27日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

瀬戸市精神障害者医療費助成条例（平成15年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (受給資格者) 第3条 <省略> 2及び3 <省略> 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな い。 (1)及び(2) <省略> (3) <u>瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第12号）第4条第1項の規定による子ども医療費の助成の対象となる医療（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子ども（第1項第4号に該当する者を除く。）に係るものを除く。）を受け ることができる子ども又は瀬戸市心身障害者医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第26号）若しくは瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例（昭和53年瀬戸市条例第32号）の規定による医療費の助成を受け ることができる者</u> | (受給資格者) 第3条 <省略> 2及び3 <省略> 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな い。 (1)及び(2) <省略> (3) <u>瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第12号）第3条に規定する受給資格者に監護されている子ども又は瀬戸市心身障害者医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第26号）若しくは瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例（昭和53年瀬戸市条例第32号）の規定により医療費の助成を受け ることができる者</u> |

| | |
|--|--|
| <p>(4)及び(5) <省略> (助成の範囲)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2 前項の医療に要する費用の額は、<u>診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）</u>の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</p> | <p>(4)及び(5) <省略> (助成の範囲)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2 前項の医療に要する費用の額は、<u>健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法</u>の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</p> |
|--|--|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第12号）の一部改正に当たり、同条例、瀬戸市心身障害者医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第26号）及び瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例（昭和53年瀬戸市条例第32号）との整合性を図るため、瀬戸市精神障害者医療費助成条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

3年市長提出第66号議案

瀬戸市文化ホール舞台照明設備改修工事請負契約の締結について
本市が、瀬戸市文化ホール舞台照明設備改修工事を施工するに当たり、
次の内容により工事請負契約を締結するものとする。

令和3年8月27日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約金額 | 169,147,000円 |
| 2 | 工事場所 | 瀬戸市西茨町113番地の3 |
| 3 | 契約方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 4 | 工事内容 | 文化ホールの舞台照明設備（照明負荷設備及び移動照明器具）を取り替える工事一式 |
| 5 | 工期 | 本契約日の翌日から令和4年3月10日まで |
| 6 | 契約の相手方 | 名古屋市中川区万場五丁目515番地 株式会社ホクエー電工名古屋支店 取締役支店長 北倉歩 |

（理由）

この案を提出するのは、瀬戸市文化ホール舞台照明設備改修工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

3年市長提出第67号議案

土地区画整理事業に伴う町の区域の設定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、名古屋都市計画事業瀬戸塩草土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日から、本市の町の区域を別紙のとおり設定するものとする。

令和3年8月27日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

（理由）

この案を提出するのは、本市内に町の区域を設定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるため必要があるからである。

別紙

町の区域の設定の調書

1 区域設定

| 新町名 | 呼称 | 画する区域 |
|---------|---------------|--------|
| 塩草が丘1丁目 | しおくさがおかいちちょうめ | 塩草町の一部 |
| 塩草が丘2丁目 | しおくさがおかにちょうめ | 塩草町の一部 |
| 塩草が丘3丁目 | しおくさがおかさんちょうめ | 塩草町の一部 |
| 塩草が丘4丁目 | しおくさがおかよんちょうめ | 塩草町の一部 |

2 区域の設定に係る町名及び地番

(1) しおくさが おかいちちょうめ 塩草が丘1丁目を画する区域

塩草町1の3、104の1の一部、104の2から104の15まで、104の16の一部、104の17から104の25まで、105の1の一部、105の3の一部、105の4、106の1の一部、106の2の一部、107、108の1から108の3まで、109の1の一部、109の2から109の8まで、109の10、109の11、109の13から109の17まで、109の20から109の27まで、110の一部、110の1、111の1から111の3まで、112の1から112の18まで、113の1から113の17まで、114、114の1、114の2、115の1、115の2、116の1、116の2の一部、116の3の一部、116の4の一部、116の5から116の9まで、116の10の一部、116の12の一部、116の13から116の15まで、120の2の一部、120の3の一部、126の1の一部、128の一部、129の1、129の2、130の1、130の2、131、132の1か

ら 1 3 2 の 2 3 まで、1 3 2 の 2 4 の一部、1 3 2 の 2 6 から 1 3 2 の 3 4 まで、1 3 3 の 1、1 3 3 の 8 の一部、1 4 2 の 3、1 4 2 の 4、1 4 2 の 5 の一部、1 4 3 の 1 から 1 4 3 の 1 5 まで、1 4 4 の 1 から 1 4 4 の 3 まで、1 4 5、1 4 6、1 4 7 の 1 から 1 4 7 の 4 まで、1 4 7 の 5 の一部、1 4 7 の 6 の一部、1 4 8 の 1 の一部、1 4 8 の 2、1 4 8 の 3、1 4 8 の 4 の一部、1 6 4 の 3 の一部、1 7 4 の 1 から 1 7 4 の 3 まで、1 7 4 の 4 の一部、1 7 4 の 5、1 7 4 の 6 の一部、1 7 4 の 7 の一部、1 7 4 の 8 の一部、1 7 4 の 9 の一部、1 7 4 の 1 0 の一部、1 7 8 の 1、1 7 8 の 3 の一部、1 7 9 の 1、1 7 9 の 2 の一部、1 7 9 の 3 の一部、1 7 9 の 4 の一部、1 7 9 の 5 から 1 7 9 の 1 0 まで、1 7 9 の 1 2、1 7 9 の 1 5 から 1 7 9 の 1 7 まで、1 8 0、1 8 1、1 8 2 の 1、1 8 2 の 2、1 8 3 の 1 から 1 8 3 の 5 まで、1 8 4、1 8 5 の 1 から 1 8 5 の 4 まで、1 8 6 の 1 から 1 8 6 の 5 まで、1 8 7、1 8 8 の 1 から 1 8 8 の 6 まで、1 8 9 の 1、1 8 9 の 2、1 9 0 の 1 から 1 9 0 の 1 3 まで、1 9 1、1 9 2 の 1 の一部、1 9 2 の 2 の一部、1 9 2 の 3 の一部、1 9 2 の 4 の一部、1 9 2 の 5 の一部、2 6 0 の一部、2 6 1 の 2 の一部、2 6 1 の 3 の一部、2 6 2 の 1 の一部、2 6 4 の 1 の一部、2 6 5 の 1 の一部、2 6 6 の 1 の一部、2 7 3 の 1 の一部、2 7 5 の 1 の一部、2 7 5 の 3 の一部及び 2 8 1

(2) 塩草^{しおくさが}が丘^{おか}2丁目^{にちようめ}を画する区域

塩草町 1 0 4 の 1 の一部、1 0 4 の 1 6 の一部、1 0 5 の 1 の一部、1 0 5 の 2、1 0 5 の 3 の一部、1 0 6 の 1 の一部、1 0 6 の 2 の一部、1 0 9 の 1 の一部、1 0 9 の 9、1 0 9 の 1 8、1 0 9 の 1 9、1 1 0 の一部、1 1 0 の 2、1 1 0 の 3、1 1 6 の 2 の一部、1 1 6

の 3 の一部、1 1 6 の 4 の一部、1 1 6 の 1 0 の一部、1 1 6 の 1 1、
1 1 6 の 1 2 の一部、1 1 7 の 1 から 1 1 7 の 4 まで、1 1 8 の 1 か
ら 1 1 8 の 6 まで、1 1 9 の 1 から 1 1 9 の 3 3 まで、1 2 0 の 1、
1 2 0 の 2 の一部、1 2 0 の 3 の一部、1 2 0 の 4、1 2 0 の 5、1
2 1、1 2 2 の 1、1 2 2 の 2、1 2 3 の 1 から 1 2 3 の 7 まで、1
2 4 の 1 から 1 2 4 の 3 まで、1 2 5 の 1、1 2 5 の 2、1 2 6 の 1
の一部、1 2 6 の 2 から 1 2 6 の 4 まで、1 2 7、1 2 8 の一部、1
3 3 の 2、1 3 3 の 3 の一部、1 3 3 の 8 の一部、1 3 3 の 9 の一部、
1 3 3 の 1 2 の一部、1 3 4 の 7 の一部、1 3 5 の 3 の一部、1 3 5
の 5 の一部、1 3 6、1 3 6 の 1 の一部、1 3 6 の 2 の一部、1 3 6
の 3 の一部、1 3 6 の 7 の一部、2 3 9 の 1 の一部、2 3 9 の 2 の一
部、2 4 7 の 1 の一部、2 4 7 の 2 の一部、2 4 7 の 3、2 4 7 の 4、
2 4 8 の 1 の一部、2 4 8 の 2、2 4 8 の 3、2 4 8 の 4 の一部、2
4 8 の 5 から 2 4 8 の 1 3 まで、2 4 9 の 1 から 2 4 9 の 3 まで、2
5 0、2 5 1、2 5 2 の 1 から 2 5 2 の 1 3 まで、2 5 3、2 5 4 の
1 から 2 5 4 の 5 まで、2 5 5 の 1、2 5 5 の 2、2 5 6 の 1 から 2
5 6 の 4 まで、2 5 7、2 5 7 の 1 から 2 5 7 の 3 まで、2 5 8 の 1
から 2 5 8 の 5 まで、2 5 9、2 6 0 の一部、2 6 1 の 1 の一部、2
6 1 の 2 の一部、2 6 1 の 3 の一部、2 6 1 の 4、2 6 2 の 1 の一部、
2 6 2 の 2 から 2 6 2 の 6 まで、2 6 3 の 1 から 2 6 3 の 3 まで、2
6 4 の 1 の一部、2 6 4 の 5 の一部、2 6 4 の 6 の一部、2 6 4 の 7、
2 7 0 の 1 の一部、2 7 1、2 7 2 の 1、2 7 2 の 2、2 7 3 の 1 の
一部、2 7 3 の 2、2 7 3 の 3、2 7 4 の一部、2 7 9 の一部、2 8
0、2 8 2、2 8 3 の 1 から 2 8 3 の 3 まで、2 8 4 から 2 8 6 まで、
2 8 6 の 2、2 8 7 から 2 9 5 まで、2 9 6 の 1、2 9 6 の 2、2 9

7から299まで、300の1、300の2、301から308まで、309の1から309の3まで、310から318まで、319の1、319の2、320の1から320の3まで、321の1から321の3まで、322の1から322の3まで、323の1、323の2、324の1から324の5まで、325、326の1、326の2、326の4から326の7まで、327、328の1、328の2、329の1から329の7まで、330から342まで、343の1から343の5まで、344の1、344の2、345の1、345の2、346から350まで、351の1、351の2、352の1から352の3まで、353の1から353の3まで、354の1、354の2、355、356の1から356の3まで及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部

(3) しおくさが おかさんちょうめ 塩草が丘3丁目を画する区域

塩草町7の1の一部、7の2、8の1の一部、8の2の一部、8の3の一部、132の24の一部、132の25、133の3の一部、133の4から133の7まで、133の8の一部、133の9の一部、133の10、133の11、133の12の一部、133の13、134の1から134の6まで、134の7の一部、134の8、134の9、135の1、135の2、135の3の一部、135の4、135の5の一部、136の1の一部、136の2の一部、136の3の一部、136の4から136の6まで、136の7の一部、137の1から137の17まで、138の1、138の3から138の5まで、139、140の1から140の6まで、141の1から141の5まで、142の1、142の5の一部、147の5の一部、147の6の一部、147の7、148の1の一部、148の4

の一部、149から160まで、161の1、161の2、162、
163、164の1、164の2、164の3の一部、165、16
6、167の1から167の12まで、168の1から168の6ま
で、169の1から169の7まで、170の1から170の5まで、
171、171の1、171の2、172の1から172の6まで、
173の1、173の2、174の4の一部、174の6の一部、1
74の7の一部、174の8の一部、174の9の一部、174の1
0の一部、175から177まで、178の2、178の3の一部、
179の2の一部、179の3の一部、179の4の一部、211の
一部、220の一部、220の1、221の1の一部、221の2、
221の3の一部、221の4、222の1から222の3まで、2
23の1の一部、223の4の一部、225の1、225の2、22
6から228まで、229の一部、230の1、230の2、231、
232の一部、232の1、233の1、233の2、234の2の
一部、234の3、234の4の一部、234の5、234の6の一
部、234の11の一部、234の12の一部、234の14の一部、
234の15の一部、234の16の一部、235から237まで、
238の1の一部、239の2の一部、240の1、240の2、2
41の1から241の3まで、242の1から242の4まで、24
3の1、243の2、244の1、244の2、245、246の1
から246の3まで、247の1の一部、247の2の一部、248
の1の一部、248の4の一部、261の1の一部、264の2から
264の4まで、264の5の一部、264の6の一部、264の8、
265の1の一部、265の2、266の1の一部、266の2、2
68の一部、269の一部、270の1の一部、270の2、274

の一部、275の1の一部、275の2、275の3の一部、276
の一部、278の1の一部及び278の2

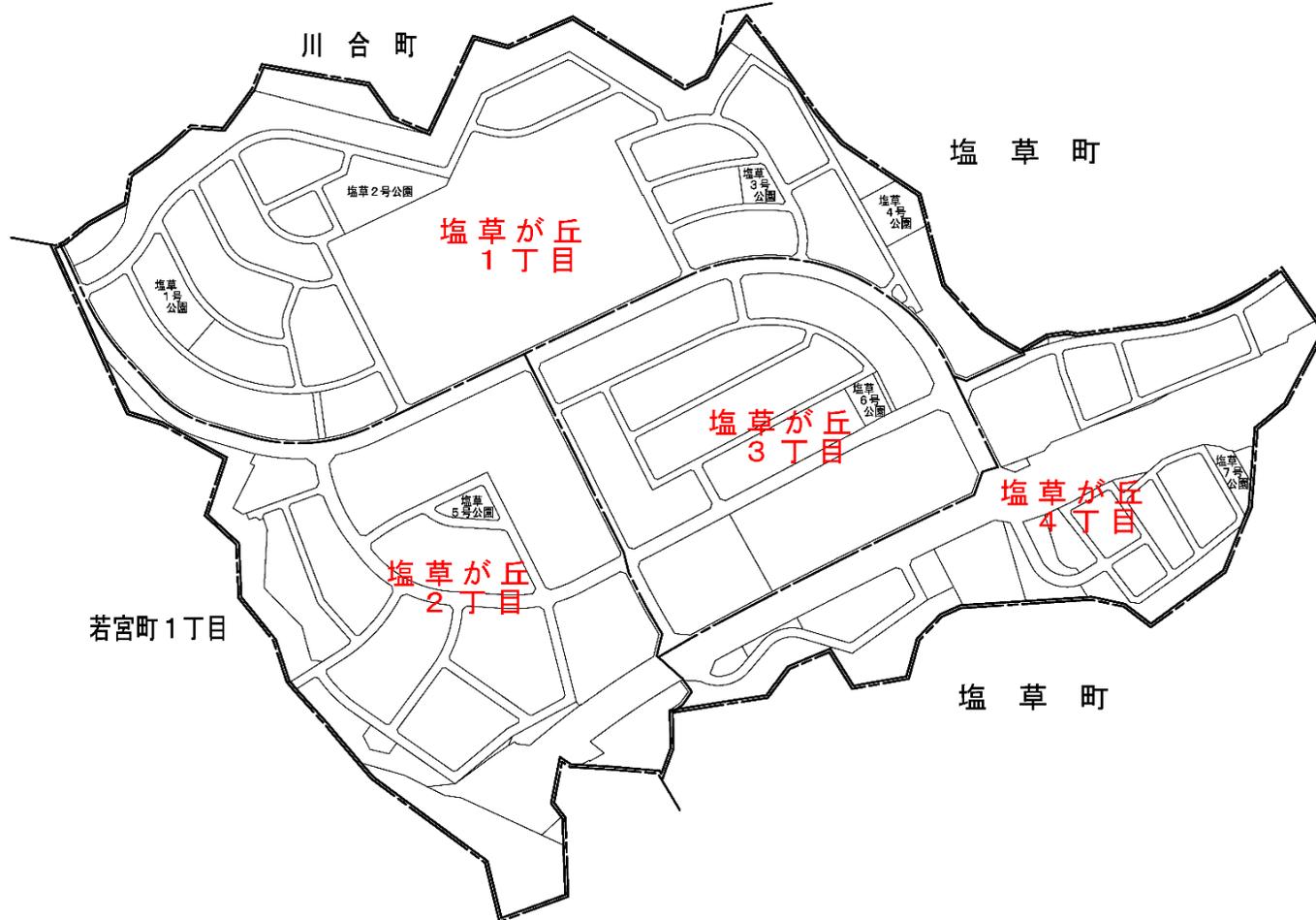
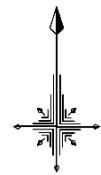
(4) 塩草^{しおくさが}が丘^{おかよんちょうめ}4丁目を画する区域

塩草町7の1の一部、8の1の一部、8の2の一部、8の3の一部、
9の1、9の2、11の3、11の169、11の181、11の1
83、11の184、192の1の一部、192の2の一部、192
の3の一部、192の4の一部、192の5の一部、193の1、1
93の3、193の4、193の7、194の1から194の22ま
で、195の1から195の7まで、196の1から196の5まで、
197、198の1から198の8まで、199の1から199の1
2まで、200の1から200の7まで、201の1から201の7
まで、202の1、202の2、202の4から202の35まで、
202の37から202の48まで、205の1、205の3、20
5の4、206の1から206の5まで、207の1から207の6
まで、208の1から208の8まで、209の1、209の2、2
10、211の一部、212から217まで、218の1から218
の4まで、219、220の一部、221の1の一部、221の3の
一部、223の1の一部、223の2、223の3、223の4の一
部、224の1から224の6まで、229の一部、232の一部、
234の1、234の2の一部、234の4の一部、234の6の一
部、234の7から234の10まで、234の11の一部、234
の12の一部、234の13、234の14の一部、234の15の
一部、234の16の一部、238の1の一部、238の2から23
8の4まで、239の1の一部、239の2の一部、247の1の一
部、248の1の一部、261の1の一部、266の1の一部、26

7 の 1、2 6 8 の一部、2 6 9 の一部、2 7 0 の 1 の一部、2 7 6 の
一部、2 7 7、2 7 8 の 1 の一部及び 2 7 9 の一部

新町名・新町界

瀬戸市



| | | |
|-------|-------|---|
| 町 | 実施 | 凡 |
| 界 | 区域 | |
| — — — | — — — | 例 |

3年市長提出第68号議案

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月27日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

| 路線番号 | 路線名 | 起 点 | |
|-------|-------|-----|-------------|
| | | 終 点 | |
| 04062 | 赤津4号線 | 前 | 赤津町138番1地先 |
| | | | 赤津町117番5地先 |
| | | 後 | 赤津町138番11地先 |
| | | | 赤津町117番1地先 |

認定路線図（変更前）



認定路線図（変更後）

